

沖市保幼第 415002 号
令和 2 年 4 月 15 日

保護者 各位

沖縄市長 桑 江 朝千夫
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご協力要請期間の延長のお願い

平素より本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等を利用する児童の保護者に、園児の健康を守るため、感染症のリスクを予防するためにも、家庭保育のご協力をお願いしております。

この家庭保育のご協力のお願いについて、令和 2 年 4 月 14 日に沖縄市立小中学校の臨時休校機関の延長が決定したことにあわせ、ご協力要請期間を延長することといたしました。

本市の保育所（園）等においては、その利用児童をお預かりするにあたり、新型コロナウイルス感染症の予防に対する取り組みを行うとともに、小中学校の休校に伴い勤務する保育士等の数が少ない中で、安全に配慮しながら、教育・保育の提供を継続しておりますが、対応可能な保護者様におかれましては、沖縄市立小中学校が再開されるまでの期間、家庭保育を行っていただきますよう改めてご協力お願いいたします。なお、家庭保育が厳しい場合は、保育所（園）での受け入れを行い、家庭保育を強要するものではないので、念のため申し添えます。

保育料につきましては、家庭保育（お休み）いただく場合、保育料は日割り計算いたします。

また、園児が登園するにあたり、次に掲げる留意事項についてもご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【協力要請期間】

（当初）令和 2 年 4 月 8 日（水）から令和 2 年 4 月 20 日まで

（延長後）令和 2 年 4 月 8 日（水）から令和 2 年 5 月 6 日まで

※上記の延長後の協力要請期間は、令和 2 年 4 月 15 日現在のものです。

※今後、感染症拡大防止等に向けた家庭保育のご協力のお願いについては、沖縄市ホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

【留意事項】

- (1) 園児について、登園前の体温計測を徹底し、37.5 度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は、登園をお断わりすることとします。同様に、解熱後 24 時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りすることとします。
- (2) 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から 2 週間は登園をお断わりすることとします。
- (3) 園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園にする場合がございます。
- (4) 園児（家族含む）に感染または濃厚接触者に特定された場合には、沖縄市役所 保育・幼稚園課まで情報提供をお願いします。また、この情報については、保護者同意のもと、各関係機関と情報共有することとします。

※濃厚接触者とは

- ・新型コロナ患者と同居あるいは長時間の接触(車内・同じ室内)があった者
- ・新型コロナ患者の痰やつばなど直接接触した可能性が高い者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナ患者を看護などした者

※上記対応は、県内における新型コロナウイルス感染拡大の状況等により随時、変更・更新することを予めご了承ください。

担当：沖縄市役所 保育・幼稚園課 電話：098-393-1212 (内 2799・3173)
